（衛星船位測定送信機による位置の報告義務等）

第十八条の二　第三条第一項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けて別表第一の二の上欄に掲げる漁業を営む者を含む。）は、特定大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域に立ち入るときは、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条において同じ。）を当該許可に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（さめの魚体の所持等の制限）

第十八条の三　かじき等流し網漁業に係る規制海域において第三条第一項本文の許可を受けてかじき等流し網漁業を営む者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けてかじき等流し網漁業を営む者を含む。）は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かじき等流し網漁業を営む者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一　当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二　当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

第四章　届出漁業

（沿岸まぐろはえ縄漁業等の船舶の塗装）

第二十条　第一条第一項第九号ハに掲げる海域において沿岸まぐろはえ縄漁業、小型するめいか釣り漁業又は暫定措置水域沿岸漁業等を営む者は、当該漁業に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければならない。

（削る）

（さめの魚体の所持等の制限）

第二十条の三　別表第三沿岸まぐろはえ縄漁業の項に掲げる海域において沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一　当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二　（略）

（漁獲成績報告書等）

第二十二条　第三条第一項本文の許可を受けた者又は第十九条第一項の届出をした者は、当該許可又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の漁獲成績報告書を提出すべき期限は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　東シナ海等かじき等流し網漁業、かじき等流し網漁業及び東シナ海はえ縄漁業　当該許可に係る操業期間の経過後一月以内

（衛星船位測定送信機による位置の報告義務等）

第十八条の二　第三条第一項の許可を受けた者は、特定大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域に立ち入るときは、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条において同じ。）を当該許可に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（新設）

第四章　届出漁業

（かじき等流し網漁業の船舶の塗装等）

第二十条　別表第三かじき等流し網漁業の項に掲げる海域においてかじき等流し網漁業を営む者は、当該漁業に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2　第一条第一項第九号ハに掲げる海域において沿岸まぐろはえ縄漁業、小型するめいか釣り漁業又は暫定措置水域沿岸漁業等を営む者は、当該漁業に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければならない。

3　第十六条の規定は、別表第三かじき等流し網漁業の項に掲げる海域においてかじき等流し網漁業を営む者について準用する。

（さめの魚体の所持等の制限）

第二十条の三　別表第三沿岸まぐろはえ縄漁業の項に掲げる海域において沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該沿岸まぐろはえ縄漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一　当該さめのすべての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二　（略）

（漁獲成績報告書等）

第二十二条　第三条第一項の許可を受けた者又は第十九条第一項の届出をした者は、当該許可又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の漁獲成績報告書を提出すべき期限は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　（略）

二　東シナ海等かじき等流し網漁業及び東シナ海はえ縄漁業　当該許可に係る操業期間の経過後一月以内